

最高裁秘書第2975号

令和元年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2280号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和38年11月7日付け最高裁判一第156号事務総長通知「裁判所法による警察官の派出要求について」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（警察官の派出要求手続に関する情報）及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（警察官の派出要求手続に関する情報）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

裁判所法による警察官の派出要求について

昭和38年11月7日刑一第156号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通知

標記については、先に昭和二十七年十月十四日付最高裁判所刑二第一七八五八号当職通達
および同年十一月十二日付最高裁判所刑二第一九一二七号当職通知によりお知らせしたと
ころであります。[REDACTED]

よろしくお取り計らい願います。

おつて、各簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達して下さい。

(別紙)

